

平成28年10月からの県制度融資の拡充について

平成28年9月28日
経営支援課

1 創業支援資金事業承継支援枠「地域再生・創生特別融資」の創設

(1)趣旨

県内では、旅館業などにおいて、経営が困難となった事業者から、県内中小企業が事業を引き継ぐケースも見受けられる。こうした前向きな取組みに対して、事業譲渡後の継続雇用や施設改修などの資金需要への支援も必要となっている。

県においては、平成20年度から事業承継に対する融資制度を創設し、支援してきたところであるが、最近の動向を踏まえ、特に、地域の雇用や活性化に大きな影響を与えている事業について、県内事業者から事業を引き継ぐ県内中小企業を支援するため、創業支援資金事業承継支援枠「地域再生・創生特別融資」を創設する。

(2)内容

創業支援資金事業承継支援枠に「地域再生・創生特別融資」を創設し、限度額、融資期間及び利率を優遇する。
(限度額 5,000万円⇒1億円、 融資期間 設備7年⇒10年、 利率 1.25%⇒1.20%)

融 資 対 象	(1)後継者不足等のため存続見通しが見つからない中小企業者から当該事業を承継するもの (2)相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しが見つからない相続人 【地域再生・創生特別融資】 県内事業者から地域再生に資する事業を引き継ぐ県内に主たる事業所を有する中小企業者で、以下のいずれにも該当するもの (1)承継元の事業の従業員が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)超でその過半数の雇用を維持するもの (2)施設・設備の新增設又は改修を行うもの	←拡充←	(1)後継者不足等のため存続見通しが見つからない中小企業者から当該事業を承継するもの (2)相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しが見つからない相続人
資 金 使 途	設備資金・運転資金		
融 資 限 度 額	5,000万円(うち運転資金3,000万円) ※設備投資に伴い建物(土地)を同時に取得する場合は1億円 【地域再生・創生特別融資】 1億円(うち運転資金3,000万円)	←拡充←	5,000万円(うち運転資金3,000万円) ※設備投資に伴い建物(土地)を同時に取得する場合は1億円
融 資 期 間	設備 7年以内(うち据置期間1年以内) ※設備投資に伴い建物(土地)を同時取得する場合は10年以内 運転 5年以内(うち据置期間1年以内) 【地域再生・創生特別融資】 設備 10年以内(うち据置期間1年以内) 運転 5年以内(うち据置期間1年以内)	←拡充←	設備 7年以内(うち据置期間1年以内) ※設備投資に伴い建物(土地)を同時取得する場合は10年以内 運転 5年以内(うち据置期間1年以内)
融 資 利 率	年1.25%以内 【地域再生・創生特別融資】 年1.20%以内	←拡充←	年1.25%以内
保 証 料 率	年0.35%～年1.05%		
新 規 融 資 枠	2億円		
協 調 倍 率	2.5倍		
予 算 額	8,000万円		

2 経済変動対策緊急融資の増枠

(1)趣旨

本県の景気は、一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いており、経済変動対策緊急融資の実績についても、金額ベースで前年同期比△13.6%と減少傾向が続いている。

先行きについては、雇用環境の改善や経済対策などを背景に、緩やかに回復していくことが期待されているが、中国を始めとする海外景気が下振れし、景気が下押しされるリスクがあることや、英国のEU離脱などに伴う金融資本市場の不安定性などにより、経営環境が急変するなど、中小・小規模企業をとりまく状況については、引き続き留意する必要がある。

これらのことから、年度末までの資金需要に万全を期すため、本資金の新規融資枠を20億円増枠する。

(2)内容

融 資 対 象	次のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比△5%以上 ②原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ、仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ、最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの		
資 金 使 途	運転資金		
融 資 限 度 額	8,000万円		
融 資 期 間	7年以内(うち据置期間1年以内)		
融 資 利 率	年1.25%以内		
保 証 料 率	年0.35%～年1.05%(SN保証利用の場合は0.5%)		
新 規 融 資 枠	120億円 (+20億円)	←拡充←	100億円 (当初予算)
協 調 倍 率	4倍		
予 算 額	30億円 (+5億円)	←拡充←	25億円 (当初予算)
取 扱 期 間	平成29年3月31日まで		